

日本の薬学教育を介して韓国薬剤師になるための手続き

Procedures via Japanese pharmaceutical education to become a Korean pharmacist

今井 信行・鄭 昇姫

Nobuyuki IMAI and Seunghee JUNG

千葉科学大学薬学部薬学科では2008年に初めて韓国人留学生が入学した後、韓国人留学生の入学者が増加し、現在の在学人数は80人に達している。また、韓国で薬剤師になるためには、薬学系大学を卒業してから薬剤師国家試験に合格しなければならない。ただし、日本の薬剤師免許を持っている人は、卒業した大学のカリキュラム等の受験資格確認書類を韓国保健福祉部長官に申請して承認されれば、韓国の薬剤師国家試験を受験する資格が与えられる。

1. はじめに

韓国の薬剤師は漢方薬に関する事項以外の薬事に関する業務（漢方製剤に関する事項を含む）を担当する者として保健福祉部長官の免許を受けた者であり、医師の処方や患者の状態に基づいて公認された処方により薬品を調剤・販売し、患者に関する薬歴管理と服薬指導などを遂行する¹⁾。また、医薬品の治療学的な情報を提供し、新薬開発や医薬品の許可及び事後管理など薬に関する一般的な事項を管掌し、保健医療政策の立案など様々な役割を果たしている²⁾。

韓国の薬学部の定員は日本の約10分の1程度であり、かなり狭き門になっている。また、韓国の薬学部受験は日本に比べてかなり厳しい状況であることを考慮すると、日本の薬剤師教育を経る薬剤師への道は、韓国人学生およびその両親にとって薬剤師になれる可能性を広げる選択肢の1つになっている。尚、薬剤師国家試験の内容は、日本および韓国両国間での差異はほぼ無いので、日本の薬学教育で学習する知識があれば、韓国の薬剤師国家試験に合格できる。

連絡先：今井信行 nimai@cis.ac.jp

千葉科学大学大学院薬学研究科

Graduate School of Pharmacy, Chiba Institute of Science
Graduate School

(2019年9月19日受付, 2019年12月17日受理)

2. 韓国での薬学科卒業後進路

(1) 病院薬局

治療効果を可能な限り高めて副作用を極力抑えるのための治療薬モニタリング, 注射剤調製, 抗がん剤調製および投薬, 処方検討, 抗凝固薬関連監視などを担当する。

(2) 地域薬局

処方検討, 調剤, 地域保健, 薬局管理, 医薬品と食品の併用投与の監視などを担当する。

(3) 大学院

薬学の詳細専攻分野での教育・研究過程を経て修士号または博士号を取得する。

(4) 製薬会社の研究所および国公立研究機関

大学院に進学して学位を取得した後、製薬会社の研究所や国公立研究機関で新薬開発のための臨床研究, 新薬候補物質探索, 医薬品製剤開発研究, 品質管理などを担当する。

(5) 大学教員

博士号を取得した後、大学に就職して薬剤師や研究者を養成する教育や薬学関連の研究業務を担当する。

(6) 国内および外資系製薬会社

大学院に進学して学位を取得した後、国内および外資系製薬会社に就職して医薬品開発, 学術, 臨床試験モニタリングなどの臨床試験の管理, 実施を担当する。

(7) 保健行政と新薬承認者

大学院に進学して学位を取得した後、国立衛生研究所,

食品医薬品安全庁などの保健行政、新薬承認を行う公共機関に就職して新薬の承認・管理、医薬品の許可・管理、健康管理などを担当する。

3. 韓国薬剤師試験内容

韓国の薬剤師試験日程は、午前9時から午後4時35分までの一日で、5つの選択肢から1つを選ぶ形式である。科目は、生命薬学、産業薬学、臨床実務薬学、医療医薬関係法規の4つに分けられ、問題数はそれぞれ100問、90問、140問、20問の合計350問題である。配点は1問1点であり、全科目総点の60%以上および各科目40%以上を合格基準とする。受験資格がないことが確認された場合には、合格者発表後でも合格を取り消すことができる。

4. 韓国の薬剤師国家試験受験資格について³⁾

次の各号の資格がある者は受験することができる。

(1) 薬学を専攻する大学を卒業して、薬学の学位を受けた者。ただし、卒業予定者の場合、翌年2月以前に学位登録を済ませた必要がある。この期間内に学位登録を済ませてない場合、合格が取り消される。

(2) 保健福祉部長官が認める外国の薬学を専攻する大学を卒業し、外国の薬剤師免許を受けた者。ただし、2020年2月9日からは薬事法の改正により、外国の薬剤師免許を受けた者は薬剤師予備試験に合格した者として受験資格が変更される。

(3) 1994年7月8日当時、保健社会部長官が認める外国の薬学の大学に在学中の者は、その該当する大学を卒業する必要がある。

次の各号に該当する者は受験できない。

(1) 精神健康増進および精神疾患福祉サービスの支援に関する法律(略称：精神健康福祉法)第3条第1号の規定による精神疾患患者。ただし、専門医が薬剤師に関する業務を担当することが適切であると認める者は、この限りでない。

(2) 成年被後見人、被保佐人

(3) 麻薬・大麻及び向精神薬中毒者

(4) 薬事法・麻薬類管理に関する法律・保健犯罪取り締まりに関する特別措置法・医療法・刑法第347条(虚偽に薬剤費を請求して、患者や薬剤費を支給する機関又は団体を欺いた場合)、その他薬事に関する法令に違反して禁錮以上の刑を宣告され、執行が終了していないか執行を受けないことが確定していない者。

(5) 刑法第347条の罪を犯して免許取り消し処分を受けて3年が過ぎていないか薬事に関する法令に違反して免許取り消しの処分を受けて2年が過ぎていない者。

5. 外国大学卒業者の韓国薬剤師国家試験受験手続き

受験資格は保健福祉部長官が認める外国の薬学を専攻する大学を卒業して外国の薬剤師免許を受けた者であり、1994年7月8日当時、保健福祉部長官が認める外国の薬学の大学に在学中の者は、その該当する大学を卒業した者である。それ以外の大学からの新規申請に関しては2020年2月9日からは薬事法の改正により、外国の薬剤師免許を受けた者は薬剤師予備試験の受験資格が与えられるように変更され、薬剤師国家試験の受験資格がなくなる。薬事法の改正までは外国の薬剤師免許を受けた者は薬剤師予備試験を受験することなく薬剤師国家試験の受験資格が与えられてきた。薬剤師予備試験は外国の薬剤師免許を持つ者が韓国の薬剤師国家試験の受験資格を持つために受ける試験であり、薬学の基礎と韓国語能力の二科目について、60%以上得点しなければならない。薬学の基礎には、医薬品の基本特性、製造と開発、人体の構造と機能、薬物の効能と機序、健康増進と疾病予防、薬物療法の理解、薬務行政の理解などが含まれている。

外国の大学が保健福祉部長官に薬剤師国家試験の受験資格を承認されて該当者が受験できるまでの流れは、図1の通りである。毎年5月31日までに必要な書類を韓国保健医人国家試験院に提出して認定審査を申請する。認定審査が行われ、認定審査の結果が通知されるまでの時間は3~6ヶ月程度かかり、提出書類に不備がある場合にはより多くの時間がかかることがある。ここで注意しなければならないのは、受験願書受付期間が10月初旬なので翌年に受験するためには、審査期間が長くないように書類の準備を効率的にしなければならないことである。審査後で不認定通知を受けた場合には、不認定の通知を受けた日から90日以内に不認定の理由を反証できる書類を作成して再審査を申請することができる。認定結果の通知により、その外国の大学が保健福祉部長官に薬剤師国家試験の受験資格が承認されると、該当者の受験申請により韓国薬剤師国家試験を受験する資格が与えられる。

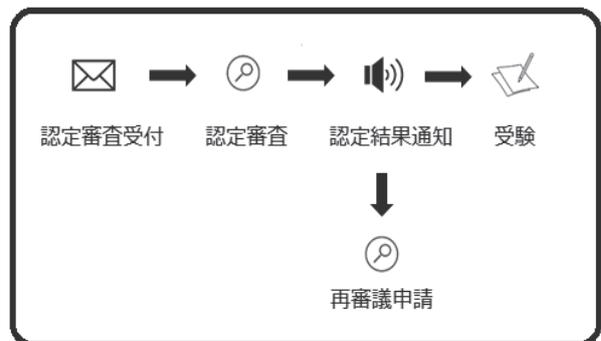


図 1. 薬剤師国家試験受験までの流れ³⁾

外国の大学の認定審査に必要な書類は以下の通りである。

- ① 大学の認定申請書
- ② 大学の基礎状況表
- ③ 受験希望者の薬剤師免許証の写し
- ④ 受験希望者の学位記のコピーまたは卒業証明書
- ⑤ 受験希望者の成績証明書：編入学した場合、編入前の大学の成績証明書を含む。
- ⑥ 大学のカリキュラム
- ⑦ 大学の講義内容(シラバス)：履修した専門科目の教育目標、学習内容、授業時間を含む。
- ⑧ 大学の学則：入学および編入学に関する規定、特別コースおよび特別クラスに関する規定、単位認定に関する規定を含む。
- ⑨ 大学の学校案内書：専任講師および教授の現況、実習施設の現況を含む
- ⑩ 受験希望者の出入国事実証明書：在学期間の事実確認
- ⑪ 受験希望者の個人情報の収集・利用・第三者提供の同意書
- ⑫ その他受験資格があることを証明する書類

上記の書類のうち③～⑤はアポスティユ(Apostille)確認後、韓国語に翻訳したうえで公印して提出しなければならない。⑥～⑨は韓国語に翻訳した書類に公印を押印して提出する。ただし、③～⑨の原本書類が英語の場合、翻訳、公印を省略して提出することができる。受験願書を申請するために必要なものは以下の通りである。

- ① 願 書1枚
- ② 同じ写真2枚(3.5×4.5cmの大きさのカラー写真)
- ③ 個人情報の収集・利用・第三者提供の同意書1枚
- ④ 薬剤師免許証の写し1枚
- ⑤ 卒業証明書1枚
- ⑥ 成績証明書1枚
- ⑦ 出入国事実証明書1枚
- ⑧ 受験手数料

尚、免許証のコピー、卒業証明書、成績証明書は、現地の韓国駐在公館長(大使館または領事館)の領事による確認またはアポスティユ(Apostille)確認後、韓国語に翻訳した書類に公印を押印して提出する。ただし、英文書類については翻訳と公印を省略することができる。2回目以降の申請については、最初に提出した薬剤師免許証、卒業証明書、成績証明書、出入国事実証明書などの書類は、書類の保存期間(5年)中は再度の提出することなく受験することができる。

6. おわりに

日本薬剤師を經由して韓国薬剤師になるための手続きについて、千葉科学大学薬学部薬学科を初めて卒業した韓国人留学生である著者が実際に韓国で行った経験を基

にして記載した。必要な書類の種類が多いため、早い時期に保健福祉部長官への申請準備することが、韓国の薬剤師国家試験の受験に必要であることがわかった。また、韓国の薬剤師国家試験の内容は日本ものとあまり変わらないことから、日本の薬剤師国家試験を合格することが韓国の薬剤師国家試験の準備になることを経験できた。

参考文献

- 1) 韓国薬事法：第2条. 2019. <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=210901&efYd=20191101#0000>, (参照2019-09-01)
- 2) 韓国統計庁：韓国標準職業分類. 2019. <http://www.kostat.go.kr/>, (参照2019-09-01)
- 3) 韓国保健医療人国家試験院：試験案内. 2019. <http://www.kuksiwon.or.kr/>, (参照2019-09-01)

Procedures via Japanese pharmaceutical education to become a Korean pharmacist

Nobuyuki IMAI and Seunghee JUNG

Department of Pharmacy, Chiba Institute of Science Graduate School

The international students from Korean have increasingly enrolled in Department of pharmacy, Chiba Institute of Science and the number currently become about eighty since the first two Korean students entered in 2008. A student has to pass the national examination for pharmacist after graduating from the pharmaceutical university in order to become a pharmacist in Korea. The Koreans who have Japanese license for pharmacist are able to take the national examination for pharmacist in Korea after getting admission by Minister in Department of Health and Welfare via the procedures such as submission of the documents confirming the eligibility for admission (the curriculum of the graduated university and so on).